

# 国立国会図書館

## 環太平洋パートナーシップ協定の概要

—TPP 交渉の大筋合意を受けて—

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 884 (2015. 11. 30.)

はじめに

### I TPP 交渉の経緯

- 1 P4 から TPP へ
- 2 TPP 交渉の進展

### II 大筋合意した TPP の特徴

- 1 高水準の市場アクセス
- 2 ルールの包括性・包摂性

### III 日本への影響・評価

- 1 主要な影響分野
- 2 国内対策

### IV 今後の動き

- 1 発効に至るまでの動き
- 2 他の FTA/EPA 交渉への影響

おわりに

- 2015年10月5日、環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership: TPP) 協定が、5年半の交渉 (日本の交渉参加からは2年余り) を経て、大筋合意に至った。交渉参加国は、高水準かつ包括的でバランスの取れた「21世紀型の画期的な協定」であるとしている。
- 日本国内では、交渉参加前後から、TPP の及ぼす影響について議論がなされてきた。協定の概要が公表されたことで、より個別具体的な影響が指摘されている。
- 今後は、協定への署名を経て、各国で国会・議会の承認などの国内手続が進められることになる。また、今後、TPP 参加国・地域拡大の動きや、他の FTA/EPA 交渉への影響が生じることが予想されている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

経済産業課 (田中 たなか なつこ 菜採兒)

経済産業調査室 (主幹 こいけ たくじ 小池 拓自)

第 8 8 4 号

## はじめに

環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership) 協定 (以下「TPP」) とは、アジア太平洋地域に位置する参加国の間で、貿易・投資の自由化、各種経済制度・ルールの調和等を実現することにより、参加国相互の経済連携を促す FTA/EPA (Free Trade Agreement: 自由貿易協定 / Economic Partnership Agreement: 経済連携協定) の一種である<sup>1</sup>。

1990 年代以降、多国間で貿易自由化を推進する WTO (World Trade Organization: 世界貿易機関) が十全に機能せず、世界各地で FTA/EPA を締結する動きが加速する中で、TPP は 5 年半の交渉を経て大筋合意に至った。世界の GDP の約 4 割を占める地域を対象とし、「ウルグアイ・ラウンド交渉妥結以来、最も重要な協定」(ロブ (Andrew Rob) オーストラリア貿易・投資相) とともに評される一方で、TPP の影響等に対する懸念の声も国内外で示されている。本稿では、TPP 交渉の経緯や協定の特徴、大筋合意の内容が日本に及ぼす影響等の基本情報を、政府の公表情報や報道等を基に整理する<sup>2</sup>。

## I TPP 交渉の経緯

### 1 P4 から TPP へ

TPP 交渉のベースとなったのは、ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイの 4 か国間で 2006 年 5 月に発効した、P4 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership: Pacific 4) 協定と呼ばれる FTA である。P4 協定は、小国がまとまることで互いに経済構造を補完することを企図し、高いレベルの自由化水準を約束するものであった。また、加盟国を 4 か国に限るものではなく、新規加盟に関する条項により、APEC (アジア太平洋経済協力) の全加盟国に門戸を開放していた。この条項に基づき、米国のブッシュ (George W. Bush) 政権が 2008 年 9 月に P4 協定への参加を表明すると、同年 11 月にはオーストラリア、ペルー、ベトナムもこれに続いた。

### 2 TPP 交渉の進展

米国を含むこの 8 か国による交渉は、2010 年 3 月に開始されており、これ以降の一連の交渉が、いわゆる TPP 交渉である (この後、マレーシアが 2010 年 10 月、カナダ、メキシコが 2012 年 12 月から交渉に参加)。日本は 2013 年 7 月に交渉に正式参加しており、以来 12 か国により交渉が進められてきた。(主な経緯は表 1)

\* 本稿は 2015 年 11 月 11 日時点までの情報を基にしている。インターネット情報への最終アクセス日も同日である。

<sup>1</sup> 外務省は、締結国間における物品・サービス貿易の自由化を主な目的とする協定を FTA、より包括的な協定を EPA と定義し、日本は EPA を推進してきたとしている (外務省「EPA (経済連携協定)・FTA (自由貿易協定)」2012.3. <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/pdfs/EPA\\_FTA.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/pdfs/EPA_FTA.pdf)>)。しかし、近年の一般的な FTA は、物品・サービス貿易以外の分野を含み、EPA と実質的な差はない。本稿は、締結国間における経済上の連携を促進する協定全般を FTA/EPA、日本が関係する協定 (TPP 以外) については原則として EPA と表記する。

<sup>2</sup> 日本が交渉に参加する以前の交渉経緯や国内議論については、伊藤白・田中葉採児「環太平洋経済連携協定 (TPP) の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』770 号, 2013.2.12. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_7269147\\_po\\_0770.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_7269147_po_0770.pdf?contentNo=1)> 参照。農業分野の交渉経緯や大筋合意概要については、森田倫子「農業分野の TPP 関税交渉の経過と大筋合意」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』879 号, 2015.10.27. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9519240\\_po\\_0879.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9519240_po_0879.pdf?contentNo=1)> 参照。

しかし、多国間での交渉は難航し、交渉妥結は複数回先送りされた。多くの参加国が各々守るべき国内産業を抱えており、関税自由化の水準に関し駆け引きが続いた。加えて、参加国間の経済発展段階や制度の相違等を背景に、国有企業や知的財産等に関するルールの一統化をめぐる意見が対立するという構図があった。

2016年には交渉を主導する日米で選挙が実施されるため、交渉が長期化する可能性が高まる中で、2015年9月30日に閣僚会合が招集され、ついに10月5日、大筋合意に至った。

表1 TPP交渉の主な経緯

時期	主な出来事
2006年5月	P4発効
2010年3月	米国等8か国でTPP交渉開始
2011年11月	TPP交渉参加9か国間で「大まかな輪郭」に合意
2013年7月	日本がTPP交渉参加
2015年6月	米国議会でTPA法成立
2015年7月	閣僚会合（大筋合意に至らず）
2015年10月	閣僚会合で大筋合意

（出典）各種報道等を基に筆者作成。

## II 大筋合意したTPPの特徴

大筋合意後に出された声明は、TPPを「21世紀型の画期的な協定（a landmark 21st-century agreement）」と位置付け、その意義を強調している。前文及び30章<sup>3</sup>で構成されるTPPの特徴的な点は、以下のとおりである<sup>4</sup>。（章立ては次頁表4参照）

### 1 高水準の市場アクセス

TPPは、物品貿易のみならず、原則全てのサービス及び投資分野を自由化の対象とし、高水準の市場アクセスを目指すものである。

物品貿易の品目数ベースの関税撤廃率は、日本以外の11か国平均（全体）で、農産品は98.5%、工業品は99.9%と、高水準を実現した。一方、日本のそれは、工業品は100%であるが、農産品は81.0%と相対的には低い（全体で95%）。ただし、過去のEPAでの実績（直近締結の日豪EPAは全体で89%）を大幅に上回った。（表2）

サービス・投資分野についても、外資の出資・出店等に対する諸規制が緩和・撤廃されることとなった。また、多くの参加国で政府調達市場が新たに開放、拡大されたほか、ビジネス関係者の滞在期間延長等も実現した。（表3）

表2 関税撤廃率

項目		11か国	日本
農産品	即時撤廃率	84.5%	51.3%
	関税撤廃率	98.5%	81.0%
工業品	即時撤廃率	86.9%	95.3%
	関税撤廃率	99.9%	100.0%

（注1）撤廃率は品目数ベース

（注2）11か国の値は、農産品は対日平均値、工業品は11か国全体の対日値

（出典）TPP政府対策本部「TPPにおける関税交渉の結果」2015.10.20を基に筆者作成。

表3 主なサービス・投資分野の規制緩和

項目	規制緩和の例
サービス及び投資への外資参入の自由化	・ 小売業への外資規制緩和（マレーシア）、電気通信業への外資規制緩和（ベトナム） ・ 事前審査対象となる投資の閾値（基準額）の引上げ（カナダ）
政府調達市場の開放	・ 新たに開放（ベトナム、マレーシア、ブルネイ）、対象範囲の拡大（オーストラリア、チリ、ペルー）
人の往来の活性化	・ ビジネスのための滞在可能期間延長（カナダ、マレーシア、ペルー）

（注）政府調達市場の開放については、日本にとっての状況変化を示したもの

（出典）TPP政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）の概要」2015.10.5を基に筆者作成。

<sup>3</sup> 24の作業部会が21の分野について交渉を行ってきたとされるが、作業部会と章立ては必ずしも対応しない。

<sup>4</sup> 以下、基本情報は、内閣官房TPP政府対策本部（以下「TPP政府対策本部」）「TPP協定交渉の大筋合意について」、「TPP協定暫定案文等の公表について」『TPP関連情報（交渉会合関連情報）』<<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo.html>>に掲載の文書（表2～5の出典資料は当該HP掲載のもの）；中川淳司「TPP大筋合意の内容―一文構成と合意の概要―」『貿易と関税』752号、2015.11、pp.4-11を参照した。

## 2 ルールの包括性・包摂性

### (1) 高水準・包括的なルール

TPP は、WTO や既存の FTA/EPA と比較し、高水準かつ包括的なルールを構築している。税関当局及び貿易円滑化（第 5 章）や知的財産（第 18 章）等の分野は、WTO を上回るルール水準となったほか、インターネットや世界経済の発展に伴う新たな貿易課題に対応するため、電子商取引（第 14 章）や国有企業及び指定独占企業（第 17 章）等に関するルールが設けられた。

これらのルール整備により、モノ・人・資本・情報の往来が活発化し、サプライチェーンの深化・グローバル化<sup>5</sup>（グローバル・バリューチェーンの構築）を促進することが企図されている。その一方で、労働（第 19 章）、環境（第 20 章）、例外（第 29 章）等、対等な競争条件を確保しつつ各国政府の正当な規制権限を尊重するルールも盛り込まれている。

### (2) 多様な主体の利益の確保（包摂性）

高水準・包括的な協定内容を履行するに当たり、TPP 加盟国が多様な発展段階にあることを考慮し、協力及び能力開発（第 21 章）や開発（第 23 章）の分野で、先進国による途上国支援（貧困削減・女性の能力向上等）の規定が盛り込まれている。

また、あらゆる規模の企業が TPP を活用し、利益を得ることができるよう、中小企業支援のためのルール（第 24 章）が設けられている。

以上のような特徴を持つ TPP は、協定の運用及び制度に関する規定（第 27 章）を始め、複数の章で協定の見直しを義務付けており、将来的に進化していくこととなる<sup>6</sup>。

表 4 TPP の章立てと主な内容

1. 冒頭の規定及び一般的定義	2. 内国民待遇及び物品の市場アクセス	3. 原産地規則及び原産地手続	4. 繊維及び繊維製品	5. 税関当局及び貿易円滑化	6. 貿易救済
用語の定義	関税撤廃・削減、物品貿易の基本原則	TPP 域内産とする要件、証明手続	繊維（製品）の原産地規則	通関手続の簡素化	セーフガードの発動条件
7. 衛生植物検疫（SPS）措置	8. 貿易の技術的障害（TBT）	9. 投資	10. 国境を越えるサービスの貿易	11. 金融サービス	12. ビジネス関係者の一時的な入国
食品安全・検疫基準	製品の安全規格基準	内外投資家の無差別原則	サービス貿易の原則	金融サービスに特有の原則	商用の入国・滞在手続
13. 電気通信	14. 電子商取引	15. 政府調達	16. 競争政策	17. 国有企業及び指定独占企業	18. 知的財産
電気通信事業者の義務	電子商取引の環境整備	政府機関等による調達原則	競争法の整備、競争当局間の協力	国有企業の不当な優遇や保護の禁止	知的財産保護、権利行使手続
19. 労働	20. 環境	21. 協力及び能力開発	22. 競争力及びビジネスの円滑化	23. 開発	24. 中小企業
児童労働・強制労働の禁止	オゾン層・漁業環境の保護	合意内容の履行支援	サプライチェーンの発展促進	開発支援・女性の能力向上	中小企業支援
25. 規制の整合性	26. 透明性及び腐敗行為の防止	27. 運用及び制度に関する規定	28. 紛争解決	29. 例外	30. 最終規定
規制の透明性	協定の透明性確保、公務員汚職の防止	協定全体に関わる事項	締結国間の紛争解決手続	協定適用の例外	協定の改正・加入等の手続

（出典）TPP 政府対策本部「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の大筋合意について」2015.10.20 等を基に筆者作成。

<sup>5</sup> 製品の調達・加工・生産・販売の各工程が最適立地に応じて国際的に分散する状況を指す（中川淳司「TPP 交渉の行方と課題 1—TPP の背景と意義—」『貿易と関税』730 号, 2014.1, pp.24-25.）。

<sup>6</sup> TPP 協定委員会が発効後 3 年以内に協定の改正を検討するほか、政府調達や国有企業については追加交渉の規定が盛り込まれている。また、環境、開発等、複数の事項につき委員会設置、協議等が規定されている。

### Ⅲ 日本への影響・評価

大筋合意を受け、安倍晋三首相は、TPP 交渉参加に先立って掲げた自由民主党の公約が守られたとした上で、日本が交渉を積極的にリードし国益にかなう最善の結果を得たとの認識を示した<sup>7</sup>。国内の評価としては、日本にとって異例の速さ（交渉参加から2年余り）で交渉をまとめたとの肯定的評価がある一方<sup>8</sup>、早期妥結のために米国の自動車輸入関税等で日本が早々に譲歩したとして、その交渉姿勢に対する批判もなされた<sup>9</sup>。また、内容面でも、貿易・サービスにとどまらない幅広いルール形成を含んだ「21世紀型」の協定としての水準をおおむね達成できたとの見方がある一方で<sup>10</sup>、複数の章が努力規定止まりで主要な章の一部はWTOのレベルを脱していないとの批評もある<sup>11</sup>。大筋合意後に実施された世論調査の中には、TPPの影響を肯定的にとらえた回答が6割に上った一方、農業については、打撃を受けるとした回答が8割弱であったとする回答結果の例もある<sup>12</sup>。

以下では、大筋合意の内容の中から日本の主要な影響分野と国内対策について見ていく。

#### 1 主要な影響分野

##### (1) 物品市場アクセス分野

政府は、①日本の関税については、懸念されてきた農産品の関税撤廃の例外を確保し、農業への影響を抑える一方で<sup>13</sup>、②他国の関税を農産品・工業品とも高レベルで撤廃したことで、日本の輸出競争力が増すとしている。

しかし、①日本の農産品については、コメ等の重要5項目の約3割、関税撤廃実績のない834品目の約半数で関税が撤廃されること等を踏まえ、打撃が大きく抜本的対策が必要とする見解の一方<sup>14</sup>、撤廃の例外が多いため影響は少なく農業改革につながらないとの批判もある<sup>15</sup>。また、再協議の規定により、長期的に市場開放が拡大することを懸念する声もある。②他国の関税については、特に注目が大きい対米自動車輸出に関して、関税撤廃期間の長さ（乗用車25年等）やセーフガードの発動要件の緩和等に懸念が示されている<sup>16</sup>。

##### (2) サービス・投資等のルール

政府は、内外投資家の無差別原則や、モノ・人等の移動を円滑化する手続等、日本企業（中小企業含む）の海外展開を促進するルールを数多く実現したとしている。一方で、TPP

<sup>7</sup> 「安倍内閣総理大臣記者会見」2015.10.6. 首相官邸HP <[http://www.kantei.go.jp/jp/97\\_abe/statement/2015/1006kaiken.html](http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2015/1006kaiken.html)> 第2次安倍政権下では、TPPを成長戦略の重要な柱と位置付け、TPPを含む経済連携交渉推進の数値目標として、FTA比率を2割から7割とする方針を打ち出した（「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」（平成25年6月14日閣議決定）。今般のTPPが12か国により発効に至れば、日本のFTA比率は37.2%に拡大する。

<sup>8</sup> 竹中平蔵「TPPを国内改革の「起爆剤」に」『産経新聞』2015.10.12.

<sup>9</sup> 「核心 日本粘らず米に譲歩」『東京新聞』2015.10.6.

<sup>10</sup> 中川淳司「TPP大筋合意後の課題（上）日本、早期発効へ批准急げ」『日本経済新聞』2015.10.23.

<sup>11</sup> 川瀬剛志「国際経済ルールとしてのTPP」2015.10.22. 経済産業研究所HP <[http://www.rieti.go.jp/jp/columns/s15\\_0013.html](http://www.rieti.go.jp/jp/columns/s15_0013.html)>

<sup>12</sup> 「TPP「よい影響」60%」『朝日新聞』2015.10.20. 日本農業新聞の調査では、8割が合意を評価しないと回答し、農業者の7割が、経営が悪化すると回答した（「合意「評価せず」8割」『日本農業新聞』2015.10.28.）。

<sup>13</sup> 農林水産省は農産品の輸入増大は（短期的には）見込みがたい等とする分析結果を示している（農林水産省「品目毎の農林水産物への影響について」2015.11. <<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/index.html#eikyuu>>）。

<sup>14</sup> 鈴木宣弘「TPP 見せかけの「大筋合意」」『エコノミスト』4419号, 2015.10.20, pp.11-12.

<sup>15</sup> 山下一仁「農業「例外」求め自由化低調」『毎日新聞』2015.10.9.

<sup>16</sup> 棕寛「TPP合意は大きな成果」『エコノミスト』4421号, 2015.11.3, p.84; 菅原淳一「TPP大筋合意をどう読むか」『みずほインサイト』2015.10.19. <<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl151019.pdf>>

によるルール統一化に伴い、①食の安全・食品表示に関する制度、②公的医療保険制度、③政府調達、④漁業補助金等に悪影響が生じるとの懸念については、大筋合意の内容はこれらの制度変更を求めるものではないとしている。また、政府の正当な規制権限を侵害するとの指摘があった⑤ISDS 条項<sup>17</sup>については、濫訴抑制の規定等を盛り込んだとした。

しかし、食の安全・食品表示については、貿易に悪影響が生じる場合等に協議を実施する規定が設けられていることから、今後影響が生じる余地があるとの見方、ISDS 条項により政策決定が委縮する可能性は否定できないとする見方等も依然として存在する。また、知的財産分野（著作権等）等、法改正が必要となる事項については既存の制度、新制度のそれぞれのメリット・デメリットが指摘され議論が分かれている。<sup>18</sup>

表 5 に、大筋合意の具体例と、日本への影響についての指摘事項をまとめた。

表 5 大筋合意の主な内容と日本への影響についての有識者意見等

分野	大筋合意の主な内容	日本（日本企業）への影響
物品市場 アクセス	<b>【日本へのアクセス】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全品目の 95%で関税撤廃</li> <li>・ 農産品は重要 5 項目（586 品目）の約 3 割、これまで関税撤廃実績のない 834 品目の約半数で関税撤廃（ただし、関税割当、セーフガード等の措置も確保）</li> <li>・ 工業品は 100%関税撤廃</li> <li>・ 発効から 7 年後に米国・オーストラリア等との間で再協議に応じる旨を相互に規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 消費者の購買力が増す</li> <li>▷ 食品メーカー、外食産業、畜産業等にとっては原料（飼料）のコストダウンとなる</li> <li>▶ 農業への打撃が大きい</li> <li>▶ 再協議により、より広範な市場開放を求められる可能性がある</li> <li>▶ 農産品の自由化レベルが低い上に、コメ等について買取りを行うため農業改革にならない</li> <li>* セーフガード適用手続に関する法改正が必要</li> <li>* 米国の自動車輸入に際し、日本の安全基準は引き下げられない</li> </ul>
	<b>【他国へのアクセス】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産品は 98.5%の品目を関税撤廃（11 개국平均）</li> <li>・ 工業品は 99.9%の品目を関税撤廃（11 개국全体）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ ブランド力を有する日本の農産品や、自動車・機械・繊維産業等は、輸出競争力が増す</li> <li>▶ 企業によっては現地生産に移行済みであり、関税撤廃の恩恵は大きくない</li> <li>▶ 対米自動車輸出に関しては、完成車の関税撤廃期間が長い上に、セーフガードや関税削減時期の後倒し等の措置発動の可能性はある</li> </ul>
原産地規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TPP 域内の生産品（関税上の優遇対象）として認められる基準を域内で統一</li> <li>・ 完全累積制度（複数の締結国間で付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断）を採用し、自動車に関して完成車は付加価値基準 55%以上、部品は 45～55%とする</li> <li>・ 原産地自己証明制度（輸出者、生産者又は輸入者自らが証明書を作成）を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 累積制度等により域内産と認められやすくなる</li> <li>▷ 自動車産業等で、域内比率を高めるため日本製部品への切替が生じれば、中小企業にとって受注増につながる</li> <li>▶ 域内国に生産体制を集約する形に変更することで、合理的なサプライチェーン分布を歪めることにつながる</li> <li>* 原産品確認手続に関する法改正が必要</li> </ul>
税関当局及び貿易円滑化・ビジネス関係者の一時的入国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税関手続の透明性確保や通関手続の簡素化により、物品到着後 48 時間以内（急送貨物は書類提出後 6 時間以内）の引取りを規定</li> <li>・ 出張者（短期の商用訪問者）の滞在可能期間をカナダ・ベトナム等で 6 か月とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 日本企業の手続負担等の減少や部品調達等の迅速化につながる</li> <li>▷ 急送便利用により生鮮品の輸出が増大する</li> <li>▷ 滞在可能期間延長により海外での長期プロジェクトの実施等が容易となる</li> <li>* 単純労働者の受入れ規定はない</li> </ul>

<sup>17</sup> 外国投資家と国家（投資受入国）の間の紛争を国際的な仲裁機関に付託するための手続等を定めた規定。ISDS 条項の概要及び主な議論は、伊藤白「ISDS 条項をめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』807 号、2013.11.5. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8331366\\_po\\_0807.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8331366_po_0807.pdf?contentNo=1)> 参照。

<sup>18</sup> 「TPP 懸念の答えは」『朝日新聞』2015.11.6; 「チェック TPP ISDS 条項」『東京新聞』2015.10.16; 「チェック TPP 著作権 70 年に延長」『東京新聞』2015.10.18.

衛生植物検疫措置・貿易の技術的障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品安全等を確保しつつ貿易を阻害しない検疫措置を規定、食品の安全について加盟国が必要な措置をとる権利を認める</li> <li>・ 製品安全基準を確保しつつ貿易を阻害しない規格に関する手続等を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 他国との協議実施に関する規定により、今後日本の制度に影響が生じる可能性がある</li> <li>* 食の安全に関する制度変更不要</li> <li>* 食品表示（遺伝子組換え食品表示を含む）に関する制度変更不要</li> <li>* 適合性評価に係る海外の認証機関に関する規定につき法改正が必要</li> </ul>
投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内外投資家の無差別原則をネガティブリスト方式で規定</li> <li>・ 進出企業に対する技術移転や現地調達等の履行要求を禁止</li> <li>・ 投資受入国による公共目的に基づく規制措置の採用を認める</li> <li>・ ISDS 条項を導入（申立期間の制限や訴訟判断の原則公開等の濫訴防止規定を導入、たばこ規制措置は適用除外）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ ルールの透明化や規制緩和により、新興国の小売業・娯楽業・金融業等への日本企業の進出機会が増大する</li> <li>▷ 公共目的に基づく規制措置に関する規定や ISDS 濫訴防止措置の導入により、日本政府が訴えられるリスクは限定的</li> <li>▶ 濫訴防止規定の実効性に懸念があり、国の政策決定が委縮するおそれもある</li> <li>▶ 郵便保険事業者による保険の提供に関する規定が、かんぽ生命の今後の在り方に影響を及ぼす可能性がある</li> <li>* 国民皆保険制度に影響なし</li> </ul>
越境サービス・金融サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国境を越えるサービスの規制緩和をネガティブリスト形式で規定</li> <li>・ マレーシアやベトナム等が外資の出資・出店に係る規制を緩和・撤廃</li> <li>・ 日本は、社会事業サービス等を自由化対象外（将来的な規制導入が可能）とする</li> <li>・ 金融サービスの規定の対象から公的年金計画・社会保障制度に関するサービスは除外</li> </ul>	
政府調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各国がポジティブリスト形式で挙げた対象機関の基準額以上の調達につき、公開入札、内国民待遇及び無差別原則等を規定</li> <li>・ 日本にとって、ベトナム・マレーシア・ブルネイは初めて政府調達市場開放を規定</li> <li>・ 発効後 3 年以内に追加交渉を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 新興国のインフラ整備事業への参入機会や、鉄道車両・航空機等の物品輸出が増大する</li> <li>▷ 中国主導の AIIB（アジアインフラ投資銀行）に対抗する手段となり得る</li> <li>* 日本の政府調達基準は変更なし</li> </ul>
競争政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争法の整備、競争当局間の協力等を規定</li> <li>・ 独占禁止法違反の疑いがある企業が自主的な改善を約束すれば処分しない制度を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 自主的な改善に関する制度導入は、競争当局及び企業側の負担軽減につながる</li> <li>* 独占禁止法の改正が必要</li> </ul>
国有企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国企業が国有企業と対等な競争条件で事業を行える基盤を確保</li> <li>・ 日本は地方自治体所有の公的企業等を適用除外</li> <li>・ 発効後 5 年以内に追加交渉を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 新興国での国有企業改革が加速し、日本企業の進出機会が増大する</li> </ul>
知的財産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商標、特許等の知的財産につき、WTO・TRIPS 協定（知的財産の貿易関連の側面に関する協定）を上回る水準の保護を規定</li> <li>・ 著作権保護期間を 70 年とし（既に著作権切れの作品は再び保護されない）、商業的規模の著作権違反に対し非親告罪化を導入</li> <li>・ 著作権侵害・商標の不正使用に対し、法定損害賠償制度等を導入</li> <li>・ 特許期間延長制度（特許出願権利化の際の不合理な遅滞につき期間延長を認める）等を導入</li> <li>・ バイオ医薬品のデータ保護期間を実質 8 年とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ クールジャパン戦略にプラスに働く</li> <li>▷ 日本企業の模倣品被害額が減少する</li> <li>▶ 非親告罪の適用除外となる線引きが不明であれば国内の創作活動が委縮する可能性がある</li> <li>▶ 著作権者が不明な作品が増え、二次利用等が困難となる</li> <li>* 著作権法・商標法・特許法の法改正が必要</li> <li>▷ 新薬メーカーは、新興国で保護期間が設定されることで収益確保につながる</li> <li>* 日本の再審査制度と同期間であり影響なし</li> </ul>
労働・環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強制労働や児童労働を禁止</li> <li>・ 乱獲状態の魚類資源に悪影響を及ぼす漁獲補助金を廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 労働分野の新たな法的措置不要</li> <li>* 日本の漁業補助金は廃止不要</li> </ul>

（注）▷は肯定的、▶は否定的（懸念を示す）な有識者見解、\*は法制度変更の有無に関する政府見解。

（出典）TPP 政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の全章概要」2015.11.5 等の政府資料及び各種報道等を基に筆者作成。

## 2 国内対策

2015年10月9日、全ての閣僚をメンバーとする TPP 総合対策本部が設置された。TPP 総合対策本部は、①TPP の活用促進による新市場の開拓、②TPP を契機としたイノベーションの促進・産業活性化、③TPP の影響に対する国民の懸念の払拭を目的とした措置を講じることを基本方針として、「総合的な TPP 関連政策大綱（仮称）」を11月中にまとめるとしている。対策のための経費は、2015年度補正予算、2016年度本予算に計上されることとなる<sup>19</sup>。

対策の内容としては、中小企業の海外展開促進支援、インフラシステムの輸出促進、国民への制度周知等が含まれるが、最も注目されているのは農業対策である。安倍首相は総合対策本部の初会合で農業の体質強化を進める「攻め」の姿勢を強調した。必要な対策を効果的に実施することが求められるが、2016年夏の参議院選挙を前に、「バラマキ予算」となることへの警戒も示されている<sup>20</sup>。

## IV 今後の動き

### 1 発効に至るまでの動き

TPP 交渉参加国は、今後、協定テキスト（条文）を確定させ、協定への署名を経て、各国内での手続を進めることになる。全署名国が国内手続の完了を寄託者（幹事国）であるニュージーランドに報告後、60日以内に協定が発効する。ただし、大筋合意直後の2015年10月19日にはカナダで総選挙が実施され、9年ぶりに政権が交代したほか、2016年には日本・米国・オーストラリアで国政選挙が実施されるため、各国の政治情勢が批准へのプロセスに影響することになる。<sup>21</sup>

なお、協定の最終規定により、署名後2年以内に全署名国が国内手続を完了しない場合、署名国のGDP合計の85%以上を占める少なくとも6か国の批准により発効に至ることが定められている。当該規定は、日米がともに批准しなければTPPが発効しないことを意味するため、両国の動向がとりわけ重要な意味を持つ。

#### （1）日本の国会での手続

日本の国会では、条約の審議及び条約を実施するために必要な関連法案の審議が行われることになる。参議院選挙を控え、国会での早期批准手続を模索する動きもあったが、現時点では、2016年1月に召集される通常国会で、2015年度補正予算、2016年度本予算成立後の4月以降に審議が行われると見込まれている<sup>22</sup>。

<sup>19</sup> TPP の発効が見通せないうちから対策費を検討することに批判の声もある（「TPP 発効不透明でも予算？」『東京新聞』2015.11.11.）。

<sup>20</sup> 短期的に対策を決めるのは妥当ではなく、関税撤廃までの猶予期間中に長期的に構造改革を進めるべきとの指摘もある（三輪泰史「農業強化 脱ばらまきで」『日本経済新聞』2015.11.1.）。

<sup>21</sup> 大筋合意の内容が「玉虫色決着」であるため、協定文作成段階や各国での国内手続の段階等で議論が再燃する可能性も指摘されている（石井勇人「TPP 大筋合意、協定発効に不確実性」2015.10.30. 貿易研修センターHP <<http://www.iist.or.jp/jp-m/2015/0248-0990/>>）。

<sup>22</sup> 「通常国会 重要案件続々」『読売新聞』2015.10.16.

## (2) 米国議会での手続

### (i) スケジュール

米国において通商協定は、実施法が施行されることで初めて国内的な効力を持つことになる。2015年6月に成立した貿易促進権限(Trade Promotion Authority: TPA)関連の法律(以下「TPA法」)は、協定署名前から実施法案提出に至るまでの議会等に提供すべき情報及びそのスケジュール等を規定している(表6)。政府が法の規定に沿った手続を経る代わりに、議会は法案の修正をせず、短期間で可決か否決かの判断のみを下すことが定められている<sup>23</sup>。

オバマ(Barack Obama)大統領は2015年11月5日に署名の意図を議会に通知したため、2016年2月にも署名を終え、同年春に審議入りすることがスケジュール上は可能となる。しかし、2016年11月の大統領選を前に、審議入りの遅れが予想されている。<sup>24</sup>

### (ii) 米国議会での議論動向

米国議会では、労働組合を基盤とする民主党議員が雇用喪失の懸念からTPPへの反対姿勢を示すとともに、個別の合意内容に対しても、特に医薬品データの保護期間をめぐる本来自由貿易推進の立場である共和党内から批判の声が出ている。また、TPA法案の審議時点から焦点となっていた為替操作の規制に関しても今後議論となることが予想される<sup>25</sup>。オバマ大統領は中国への対抗姿勢を示すことで個別産業の利害を超えた支持を得る狙いがあるとされるが、米国議会での議論を背景に、再交渉となる懸念も指摘されている。<sup>26</sup>

## 2 他のFTA/EPA交渉への影響

### (1) アジア太平洋地域

TPPの大筋合意により、今後、現在交渉中の他の多国間FTAに影響を及ぼすことが予想されている<sup>27</sup>。

アジア太平洋地域で日本が交渉に参加している多国間FTAとして、ASEANが主導する東アジア地域包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP)、及びTPP非参加国の中国・韓国との日中韓FTAが挙げられる(図1)。これらのFTA交渉にお

表6 TPA法の規定

時期	議会への対応等
署名 90日以上前	・ 協定署名の意図を議会に通知 (2015年11月5日に通知済み)
署名 60日以上前	・ 米国通商代表部のウェブサイトに協定テキストを公表
協定署名(2016年2月の見込みとの報道)	
署名 60日以内	・ 協定実施に伴い必要となる法律改正事項を議会に提出
議会に協定実施法案を提出	
法案提出 90日以内	・ 議会は修正をせず、賛否のみを採決

(出典) TPA法の条文等を基に筆者作成。

<sup>23</sup> 議会により、手続否認決議が採択された場合は、上記の迅速な承認手続(ファスト・トラック)は適用されない。

<sup>24</sup> 実施法案の提出・審議入りは、連邦議会と通商代表部間の意見調整や政治的環境が整うことが大前提となる(信太道子「米国のTPA(貿易促進権限)の復活に向けた動向」『RESEARCH BUREAU 論究』10号, 2013.12, p.95.)。審議入りの時期は、大統領選の候補が絞られた後の2016年3月以降又は大統領選後の見方も示されている(「米、TPP承認手続き開始」『朝日新聞』2015.11.7.)。

<sup>25</sup> 米国議会からはTPPに為替操作を規制する条項を盛り込むことを求める声が上がっていた。大筋合意の結果、協定の前文に為替問題を含むマクロ経済協調の強化が盛り込まれるとともに(菅原 前掲注(16))、同問題に関する定期協議が実施されることとなった(「通貨政策 年1回協議」『日本経済新聞』2015.11.6.)。

<sup>26</sup> 安井明彦「対中で支持狙うオバマ」『エコノミスト』4419号, 2015.10.20, p.13; 「米けん制「再交渉ない」」『毎日新聞』2015.10.10。なお、米韓FTAは、2007年6月の署名後、再交渉となった経緯があり発効は2012年3月に持ち越された。

<sup>27</sup> 石川城太「TPP大筋合意後の課題(中)自由貿易圏の拡大主導を」『日本経済新聞』2015.10.26。

いては、参加国の経済、制度状況等から自由化レベルの向上が課題となっているが、TPPの大筋合意により、レベルの引上げが期待されている。

さらには、今後、TPPへの加盟国が増加すれば、上記のFTAを事実上取り込むことになることも想定される<sup>28</sup>。そもそもTPPは、2010年11月のAPECで、APEC全域をカバーするFTAAP実現の基礎となるFTAとの位置付けを与えられており、協定の前文にもその旨明記されている。

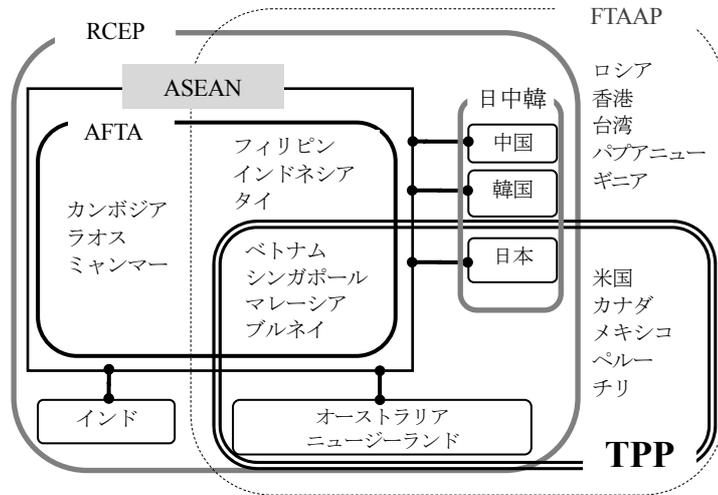
大筋合意後、韓国、台湾、タイ、インドネシア、フィリピンといった国・地域が、参加に向けた動きを加速させており、アジア太平洋地域をカバーする一大経済圏の形成は動き出しつつある。

アジア太平洋地域の国々の中でも、中長期的観点から最もその動向が注目されているのが、中国である。中国が近い将来TPPに参加することは現実的ではないとの見方が示されつつも、中国の存在はTPP交渉において終始意識されてきた。TPP大筋合意後にオバマ大統領が、「中国のような国に世界経済のルールを書かせることはできない。我々がルールを書くべき」との声明を出したことにも象徴される。今般のTPP大筋合意で、中国抜きで経済圏を形成することとなった影響について、中国の対抗姿勢を招き<sup>29</sup>、日本にとっての経済的な損失が大きいとする見方がある一方で、覇権主義を強める中国への牽制となるとしてその効果を評価する指摘もある<sup>30</sup>。中国との関係については、前述のRCEP、日中韓FTAの動向も含め注視する必要がある。

## (2) その他の地域

TPP交渉を主導してきた日米は、EUとの間で、それぞれ日EU・EPA、環大西洋貿易投資パートナーシップ(Transatlantic Trade and Investment Partnership: TTIP)協定の交渉を継続中である。TPP大筋合意により、先進国同士のこれらの協定が早期合意に向け動きを加速させる可能性がある。

図1 アジア太平洋地域における多国間FTA



(出典) 各種資料を基に筆者作成。

<sup>28</sup> ロブ貿易・投資相は、RCEPを2016年末までに妥結した上で、2025年をめどにRCEPとTPPを統合することが「中国と米国を同じ自由化協定に引き入れる最善で最短の道」とであると指摘している（「時間かけ中国取り込み」『日本経済新聞』2015.10.22.）。また、TPP参加のハードルが高いASEAN諸国にとってはRCEPの高度化を目指すことが現実的選択肢とする見方もある（助川成也「TPP東アジア圏を刺激」『読売新聞』2015.11.11.）。

<sup>29</sup> 中国が進める「一帯一路」構想（アジアから欧州、アフリカにかけての地域の開発を、陸路・海路から進める構想）との対比の観点からTPPをとらえる指摘が多くなされている（「広がる中国経済圏 活路は西にあり」『週刊東洋経済』2015.8.22, pp.64-67.）。

<sup>30</sup> 「巨大貿易圏で成長底上げ図れ」『読売新聞』2015.10.6.

## おわりに

TPP は、物品市場アクセス（物品関税の撤廃・削減）から非関税分野（サービスの貿易、投資、競争、知的財産、政府調達等）や新しい分野（協力及び能力開発、透明性及び腐敗行為の防止等）まで幅広い分野において、高い水準の自由化とバランスの取れたルール整備を多国間で進めるものである。経済のグローバル化が急激に進む時代にあつて、国内企業の海外展開の基盤を整え、海外企業の国内誘致を進める鍵となることへの期待が高い。

TPP については、関税引下げの日本経済への影響が議論されることが少なくないが、それに加えて、多くの経済ルールが参加国間で共有されることの長期的な効果も注目される。関税を即時完全撤廃したとしても、GDP の増加は約 3 兆円であるが、非関税措置の削減、サービス・投資の自由化の効果も勘案すれば、GDP の増加は約 10 兆円との推計もある<sup>31</sup>。ただし、経済全体としてプラスとなるとしても、マイナスの影響を受ける分野も存在することには注意が必要である。

TPP の交渉期間中は、情報公開が不十分であるとの指摘が国内外でたびたびなされてきた。協定テキストが確定することで、今後はより正確、詳細な情報に基づき議論が行われることになる。多方面にわたる分野への影響の分析を行い、TPP のプラス面を十分に活用し、マイナス面をサポートする国内政策の検討が求められている。

さらに、より長期的、包括的な観点として、FTA の一つである TPP の動向が、貿易自由化のための国際的な枠組みである WTO にどのような影響をもたらすかも注目される。WTO と TPP 交渉との関係については、TPP は一種のブロック経済<sup>32</sup>であり、貿易自由化はあくまで WTO の場で進めるべきとの指摘がある一方で、TPP がデファクトスタンダードとなり、停滞している WTO 交渉を動かす力になる<sup>33</sup>との評価がなされてきた。実際に TPP 交渉が大筋合意に至ったことで、今後世界的に貿易自由化がどのように進展するかについても注視する必要がある。

<sup>31</sup> 政府は、TPP によって関税を即時撤廃（ただし、非関税措置の削減やサービス・投資の自由化は含まない）とした場合、GDP が 3.2 兆円増加すると推計している（内閣官房「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」2013.3.15. <[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2013/3/130315\\_touitsushisan.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2013/3/130315_touitsushisan.pdf)>）。一方、PECC（太平洋経済協力会議、APEC 加盟国を中心に 24 の国と地域が加盟）は、関税撤廃に加えて、非関税措置の削減、サービス・投資の自由化の効果も勘案して、GDP が 10 兆円増加すると推計している（内閣官房「PECC 試算の概要」2013.3.15. <[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2013/3/130315\\_pecc.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2013/3/130315_pecc.pdf)>）。大筋合意を受けての政府の経済効果試算は、近く公表される見込みである。上記の観点に加え、TPP の経済効果を検討する際には、合意内容のみならず、合意内容を踏まえた参加各国の政策も考慮に入れるべき（例として、ベトナム政府は関税撤廃対象の乗用車に特別消費税を導入する動きあり）との指摘がなされている（新田堯之「大筋合意後も気を抜けない TPP」2015.11.9. 大和総研 HP <[http://www.dir.co.jp/library/column/20151109\\_010293.html](http://www.dir.co.jp/library/column/20151109_010293.html)>）。

<sup>32</sup> 野口悠紀雄「TPP はブロック化 その負の効果は小さくない」『週刊東洋経済』6378 号, 2012.2.29, pp.40-43.

<sup>33</sup> 「開かれた経済連携に」『毎日新聞』2015.10.6.